

令和7年度

職員募集要項

随時採用及び令和8年4月1日採用

【医療ソーシャルワーカー
または相談支援専門員】

求める人物像

「変化」を常に感じ取り、
「次に何ができるか」を考え行動できる人

社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 職員募集要項

1 採用職種・採用予定人員・応募資格等

【医療ソーシャルワーカー】

職種	採用予定人員	資格要件	主な職務内容
社会福祉士	若干名	社会福祉士の資格を有している人	主に発達の遅れや偏りがある子どもの保護者や教育機関からの相談業務、サービス等利用計画の作成、診療所に関わる医療ソーシャルワーク業務等に従事します。
精神保健福祉士		精神保健福祉士の資格を有している人	

※社会福祉士、精神保健福祉士の採用後の職名は「支援員」となります。

【相談支援専門員】

職種	採用予定人員	資格要件	主な職務内容
保健師	若干名	保健師の免許を有している人で、相談支援従事者初任者研修を修了した人、又は、令和7年度に修了見込みの人	主に発達の遅れや偏りがある子どもの保護者や教育機関からの相談業務、サービス等利用計画の作成、診療所に関わる医療ソーシャルワーク業務等に従事します。
社会福祉士		社会福祉士の資格を有している人で、相談支援従事者初任者研修を修了した人、又は、令和7年度に修了見込みの人	
精神保健福祉士		精神保健福祉士の資格を有している人で、相談支援従事者初任者研修を修了した人、又は、令和7年度に修了見込みの人	
保育士		保育士の資格を有している人で、相談支援従事者初任者研修を修了した人、又は、令和7年度に修了見込みの人	

※社会福祉士、精神保健福祉士の採用後の職名は「支援員」となります。

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として理事長が定めるもの
- (2) 拘禁刑（令和4年改正前の刑法の規定による禁錮）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

2 就業場所

相談支援事業所シグナル（浜松市浜名区高蔵775番地の1）

等 事業団運営施設

◎採用数年後の配置換えにより、当初と異なる施設の業務に従事することがあります。

3 採用及び給与

(1) 最終合格者は**随時採用又は令和8年4月1日**に採用します。

なお、資格要件に定める免許資格の取得を確認できない人や、資格要件を満たさない、応募書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用を取り消すことになります。

(2) 給与は本事業団の職員給与規程に基づき支給します。

(令和7年4月採用者の初任給実績 調整額を含みます。)

職種	区分	初任給 (調整額を含む)
社会福祉士		
精神保健福祉士		
保健師	大 学 卒	227,000円
保育士		

◎初任給は、卒業後の経歴や免許取得後の職歴等がある方については、前歴を考慮のうえ決定します。

この他に、

◎通勤手当、住居手当、扶養手当を支給します。（該当者）

◎期末・勤勉手当を支給します。（参考：令和6年度実績4.6月分）

4 勤務時間 8時30分から17時15分まで（休憩時間60分）

5 休日・休暇等 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
年次休暇（1年間に20日、未使用分は20日を限度に翌年に繰り越しできます。）
のほかに特別休暇（夏季休暇3日、子の看護休暇5日、両立支援休暇5日等）

6 その他
社会保険等 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険
定年制 65歳
退職金制度 有り
再雇用制度 70歳まで

7 応募手続

提出書類	<p>(1) 履歴書（J I S 規格 写真を貼付したもの） (2) 職務経歴書（就業経験のある人）（形式自由） (3) 大学等の免許・資格取得養成校での成績証明書、卒業証明書（免許・資格取得養成校卒業以前に他の大学を卒業している人はその大学の卒業証明書も提出してください。） (4) <u>職種に定める免許・資格の写し</u> (5) その他の医療・社会福祉・教育等に関連する免許・資格を有する人はその写し (6) 長形3号の返信用封筒（連絡先の郵便番号・住所・氏名を記入し110円切手を貼ったもの）</p>
提出先	<p>提出書類を封筒に入れ、封筒の表に 「医療ソーシャルワーカー 又は 相談支援専門員 職種〇〇(社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・保育士) (常勤) 応募」 と朱書きしてください。 郵送又は持参にて下記のところへ提出してください。</p> <p>〒434-0023 静岡県浜松市浜名区高瀬775番地の1 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 事務局</p>
受付期間	<p>令和7年12月18日（木）から 令和8年1月30日（金）※必着 (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。) 受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。</p> <p><u>なお、郵送する際は「簡易書留郵便」の利用をお奨めします。</u></p>

8 試験の方法

(1) 第1次試験

試験内容	書類選考
結果通知	合格者には概ね10日間程度で電話にて連絡します。 また、別に受験票※を発送します。 ※第2次試験の受験票と試験案内文を兼ねた文書となります。

(2) 第2次試験 (第1次試験合格者のみ)

日 時	詳細は決定次第、第1次試験合格者へ試験案内文等でお知らせします。
会 場	浜松市浜名区高蔵775番地の1 浜松市発達医療総合福祉センター 又は 浜松市中央区鴨江二丁目11-1 子どものこころの診療所
試験内容	① 一般試験 (一般知識、一般教養に関する試験) ② 作文試験または専門試験 (与えられた課題について解答する試験) ③ 面接試験
持ち物	①受験票 ②筆記用具※ボールペン・鉛筆又はシャープペンシル・消しゴム
結果通知	第2次試験日から概ね10日間程度の予定です。 合否にかかわらず、本人あて直接通知します。

9 その他

試験内容に関する問い合わせには応じられません。

提出書類に記載された個人情報については試験及び採用事務以外に使用することはありません。

なお、採用に至らなかった場合には提出された書類はお返しいたします。

その他この試験について不明な点は、下記までお問い合わせください。

◎事前見学を随時受け付けていますので、ご希望の場合は、下記担当までお問い合わせ下さい。

〒434-0023 静岡県浜松市浜名区高蔵775番地の1

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 事務局 (担当 山縣・松永)

T E L : 053-586-7783 F A X : 053-586-8807 E-mail : honbu@h-hattatsu.com

◎浜松市発達医療総合福祉センターホームページ

<https://www.h-hattatsu.com/>

職員募集のほか、浜松市発達医療総合福祉センターの
施設紹介、センターブログ等を掲載しています。



社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団の概要

事 業 所 浜松市発達医療総合福祉センター（浜松市浜名区高蔵775-1）
子どものこころの診療所（浜松市中央区鴨江二丁目11-1）
児童発達支援事業所ひまわりひくまの丘（浜松市中央区曳馬六丁目22-19）
児童発達支援事業所ひまわりこころん（浜松市中央区鴨江二丁目11-2浜松市保健所1階）
相談支援事業所シグナルリバティ（浜松市中央区幸一丁目1-18）

事 業 の 特 徴 浜松市社会福祉事業団は浜松市が設置した「浜松市発達医療総合福祉センター、子どものこころの診療所」の指定管理業務の指定を受けています。また、浜松市から「浜松市発達相談支援センター ルピロ」、「浜松市医療的ケア児等相談支援センター」等の業務を受託しています。

【 浜松市発達医療総合福祉センター 】 <https://www.h-hattatsu.com>

在宅で心身に障がいのある方の身辺自立や社会参加を促進するために、市民の友愛と連帯に支えられた地域の障がい福祉の拠点となるべく、平成4年7月1日に開設されました。

《 相談支援事業所「シグナル」 》

《 友愛のさと診療所 》

診療科：小児科（小児神経科）、精神科（児童精神科）、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科
《 療育センター 》

《 児童発達支援センター「ひまわり」 》 定員80名

《 生活介護・就労継続支援施設「かがやき」 》 定員50名

《 就労継続支援施設「はばたき」 》 定員20名

《 障害者生活介護施設「ふれんず」 》 定員20名

《 地域活動支援センター「オルゴール」 》 定員15名

《 身体障害者福祉センター 》

【 子どものこころの診療所 】 <https://kodomonokokoro.h-hattatsu.com>

概ね中学3年生までの子どものこころの問題を医師を中心に専門スタッフが医療面から支援します。平成23年9月に開設されました。

診療科：精神科（児童精神科）、小児科

【 浜松市発達相談支援センター ルピロ 】 <https://www.rupiro.com>

発達障がいがある、またはその疑いがある方とその家族や関係機関からの相談を受け支援のネットワークを構築しています。平成20年6月に業務を開始しました。

【 浜松市医療的ケア児等相談支援センター 】

<https://hamamatsu-social-welfare.org/orinasu>

医療的ケア児や重症心身障害児とその家族等の相談支援を行います。関係機関と連携し地域で安心して生活できる支援体制を構築しています。令和7年4月1日より設置されました。

【 浜松市浜北障がい者相談支援センター 】

障がいのあるご本人・ご家族の相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、関係機関との調整や権利擁護のために必要な支援を行い、地域生活を支援しています。

【 児童発達支援事業所「ひまわり ひくまの丘」 】

心身の発達の遅れのある就学前の幼児を対象に、親子通園グループでの療育支援を行います。平成28年4月に開設しました。

【 児童発達支援事業所「ひまわり こころん」 】

心身の発達の遅れのある就学前の幼児を対象に、単独通園での療育支援を行います。平成29年8月に開設しました。

【 相談支援事業所「シグナルリバティ」 】

中央区の市民を中心に児童対象の相談支援を行います。令和4年7月に開設しました。

詳細はホームページをご覧ください。

浜松市社会福祉事業団

検索

<https://hamamatsu-social-welfare.org>